

文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）交付要綱

平成 29 年 3 月 28 日
文化庁長官決定
平成 30 年 3 月 28 日一部改正
令和 3 年 3 月 26 日一部改正

(通則)

第1条 文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）において定めてあるもの他、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地方公共団体が行う、地域の文化芸術資源等を活用した計画的な文化芸術活動に対して補助することにより、文化芸術による地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

(交付の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。

(交付の対象となる事業及び補助金の額)

第4条 文化庁長官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業

芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する総合的な事業

(2) 文化芸術創造拠点形成事業

地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業

(3) 地域における文化施策推進体制の構築促進

地域における文化事業の企画立案・実施体制の構築・強化を促進する事業

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(間接補助金)

第5条 補助事業者は、事業を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等から構成される団体で、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに補助事業の全部又は一部を実施させる場合においては、その事業の全部を補助事業とし、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 前項の規定に基づき交付される給付金を「間接補助金」といい、間接補助金交付の対象となる事業を「間接補助事業」、また、間接補助金交付の対象となる者を「間接補助事業者」という。

(申請の手続)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期限までに文化庁長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、経済的効果を事業目的に含む取組にあっては国庫補助額に対する経済波及効果について、社会的効果・文化的効果を事業目的とする取組にあっては参加人数のほか、それぞれの取組内容・実情に応じた目標を設置しなければならない。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）を補助事業者に送付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助金交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、

補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 20 日以内に交付申請の取下げ書（様式 3）を文化庁長官に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式 4）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の 20 パーセント以内の変更は、この限りではない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書（様式 5）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

（交付決定の取消等）

第12条 文化庁長官は、前条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び、次の各号に掲げる場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文化庁長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令の日から 20 日以内を期限とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に

応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届（様式6）を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の中止・廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付決定をした翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（様式7）に関係書類を添えて文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書において、第6条第2項の定めにより設置した目標に対する成果を報告し、事業の改善に活用しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 文化庁長官は、前条第1項に定める補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）した際ににおける報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式8）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還については、第12条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式9）を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式10）を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第15条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(補助金調書)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式11）を作成しておかなければならぬ。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第20条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9条から第18条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附則

この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年3月31日から適用する。

別表

補助事業	補 助 対 象 経 費			補助金の額
	区分	費目	内 訳	
(1) 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業	出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内とする。
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
		作品借料	作品借料、作品保険料等	
		上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等	
		会場費	会場使用料(付帯設備費を含む。)、会場設営費、会場撤去費等	
	賃金・旅費・報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等	
		賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
		旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等	
消耗品費等	雑役務費	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等	
		雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等	
		消耗品費	消耗品費	
		通信費	通信費、郵送料	
	委託費・補助金	会議費	会議費	
		委託費	委託費	
		補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。	

補助事業	補 助 対 象 経 費			補助金の額
	区分	費目	内 訳	
(2) 文化芸術創造拠点形成事業	出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	補助対象経費 総額の 1/2 以内とする。
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
		作品借料	作品借料、作品保険料等	
		上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等	
		会場費	会場使用料(付帯設備費を含む。)、会場設営費、会場撤去費等	
	賃金・旅費・報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等	
		賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
		旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等	
		報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等	
消耗品費等	雑役務費	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等	
		消耗品費	消耗品費	
	通信費	通信費	通信費、郵送料	
		会議費	会議費	
	委託費・補助金	委託費	委託費	
		補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。	

補助事業	補 助 対 象 経 費			補助金の額
	区分	費目	内 訳	
(3) 地域における文化施策推進体制の構築促進	文芸費	文芸費	翻訳料、原稿料、企画制作料等	補助対象経費 総額の 1／2 以内とする。
	会場費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）等	
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・ 共済費	事務整理等賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
		旅 費	国内交通費、宿泊費、日当等	
		報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等	
	雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等	
		消耗品費	消耗品費	
		通信費	通信費、郵送料	
		会議費	会議費	
	委託費・ 補助金	委託費	委託費	
		補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。	

(様式1)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分

- 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業
- 文化芸術創造拠点形成事業
- 地域における文化施策推進体制の構築促進

2 事業の名称

3 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

(様式2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項及び第8条並びに文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

文化庁長官

記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(下記のとおり修正するほか)申請書に記載された事業計画とする。

2. 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

(4) 交付要綱第15条に定める補助金の額の確定額は、先進的文化芸術創造活用拠点形成事業にあっては、第2項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の総額(以下、「実支出額の総額」という。), 又は補助金の額(金額が変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とし、文化芸術創造拠点形成事業及び地域における文化施策推進体制の構築促進にあっては、実支出額の総額の二分の一の額、又は補助金の額(金額が変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。

4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

5. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。

(様式3)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日

2. 補助金の交付の申請の取り下げを希望する理由

(様式4)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

事業の区分	<input type="checkbox"/> 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術創造拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 地域における文化施策推進体制の構築促進
事業の名称	
変更となる内容	
変更する理由	

(注)該当部分について、変更前、変更後の金額を確認できる資料(収支予算書等)を添付すること。

(様式5)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第11条の規定に基づき、申請します。

記

事業の区分	<input type="checkbox"/> 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術創造拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 地域における文化施策推進体制の構築促進
事業の名称	
中止・廃止をする理由	
事業の実施状況	

(様式6)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

所 在 地

代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)補助事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終えることが困難となりましたので、文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第13条の規定により届け出ます。

記

事業の区分	<input type="checkbox"/> 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術創造拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 地域における文化施策推進体制の構築促進
事業の名称	
遅延する理由	
事業の実施状況及び遅延に対する措置	

(様式7)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業の実績について、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条及び文化芸術振興費補助金(文化芸術創
造拠点形成事業)交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の区分	<input type="checkbox"/> 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術創造拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 地域における文化施策推進体制の構築促進
事業の名称	
補助事業の実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

添付書類

- (1)収支決算書(委託費及び間接補助金の内訳書も含む。)
- (2)支出証拠書類(契約書、領収証等)
- (3)事業の成果書類(ポスター、新聞記事等)
- (4)その他

(様式8)

第 第 号

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)額の確定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条及び文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

令和 年 月 日

文化庁長官

記

確定額 円

(様式9)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受け施行中の補助事業について、
文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の区分	<input type="checkbox"/> 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術創造拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 地域における文化施策推進体制の構築促進	
事業の名称		
補助事業の実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日(予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費の状況	予算額 円	支出済額 円
	備考	

(様式10)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

所 在 地

代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)に係る消費税等
仕入控除額確定報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の区分	<input type="checkbox"/> 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術創造拠点形成事業 <input type="checkbox"/> 地域における文化施策推進体制の構築促進
事業の名称	
補助金の額(交付要綱第15条第1項による額の確定額)	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円

(様式11)

令和 年度 文化芸術創造拠点形成事業 補助金調書

文部科学省所管

(地方公共団体名)

国		地方公共団体					備考
歳出 予 科 目	交付定額の 決算額	補助率	歳入 科 目	予 算 額	収入額	支 出 額	
				予 現 算 額	科 目	うち国庫 補助金 相当額	うち国庫 補助金 相当額
(項)文化振興費							
(目)文化芸術 振興費補助金		定額					

- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。